

平塚市いじめ防止基本方針



平成27年2月
(平成30年10月改定)
平塚市

平塚市いじめ防止基本方針 目次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	
2 いじめに対する基本認識	
3 いじめ対策の基本理念	
4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応	
(4) いじめの解消	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	
第2章 いじめの防止等のために平塚市が実施する施策	7
1 財政上の措置等	
2 相談・通報体制の整備	
3 いじめの防止等のための調査研究の推進及び広報・啓発活動	
4 いじめの未然防止のための措置	
5 いじめの早期発見のための措置	
6 いじめに対する措置	
7 家庭、地域及び関係機関との連携	
8 学校運営改善の支援	
9 「平塚市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
10 「平塚市いじめ問題対策調査会」の設置	
11 「平塚市いじめ問題再調査会」の設置	
12 市の基本方針の内容の点検と見直し	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	
(1) いじめの未然防止のための措置	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) いじめに対する措置	
(4) 家庭、地域及び関係機関との連携	
(5) 学校評価	
(6) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置	

第4章	重大事態への対処	15
1	いじめの重大事態	
2	学校及び市教育委員会の対処	
	(1) 重大事態発生の報告	
	(2) 調査の趣旨と組織	
	(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
	(4) 調査結果の報告	
	(5) 調査結果の公表	
3	調査報告を受けた市長による措置	
	(1) 再調査の実施及び報告	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
第5章	いじめの防止等を推進する体制	18
1	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	
2	平塚市いじめ問題対策連絡協議会	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	
3	平塚市いじめ問題対策調査会	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	
4	平塚市いじめ問題再調査会	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	

【はじめに】

平塚市では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、解消に向けて、様々な取組を推進してきました。

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめの問題は更に複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネットを通じて行われるいじめ」という。）等、新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からさらなる施策の推進や学校と市民との協働が必要になっています。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられました。法第 12 条では地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されています。

これを受けて平塚市では、児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえ、平塚市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、平成 27 年 2 月、「平塚市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から 4 年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改定されたことから、その内容を反映させるため、「市の基本方針」も改定することとしました。

「市の基本方針」の対象となる学校は、平塚市立小学校 29 校、同中学校 16 校であり、各学校は、「国の基本方針」又は「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）や「市の基本方針」を参酌して、「学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）の改定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組むこととなります。

第1章 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

平塚市では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童生徒本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、児童生徒も大人も次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為です。
- ・いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものです。
- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものです。
- ・いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童生徒も含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもあります。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものです。
- ・いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報

することが必要なものもあります。

- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

3 いじめ対策の基本理念

心豊かで安全・安心な社会の形成に向けて、児童生徒と大人がともに当事者意識をもって、いじめの問題に取り組むため、次の5項目を基本理念に掲げます。

- ・「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての児童生徒がいじめを行わず、児童生徒も大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- ・学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起りうることから、地域全体で児童生徒を見守ります。そのために、学校は下より、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県及び国が連携していじめ防止等に取り組みます。
- ・学校は、全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- ・大人は、あらゆる機会を通して、児童生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、児童生徒に向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- ・学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携することが必要です。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起りうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すため、次のことに取り組むことが重要です。

- ・人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育むことが重要です。
- ・自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育成することが重要です。
- ・いじめの背景にある要因に対して改善を図り、適切に対処できる力を育成することが重要です。
- ・全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めることが重要です。
- ・幼児期の教育においても、発達段階に応じて相手を尊重する気持ちを育成することが重要です。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動等、児童生徒の主体的な活動を推進することが重要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように次のことに取り組みます。

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等によって、児童生徒が困った時に相談しやすい仕組み、環境及び雰囲気をつくります。児童生徒からの相談には真摯に対応し、いじめられた児童生徒（いじめを受けている疑いがある児童生徒）やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を徹底します。
- ・市民全体に対していじめ防止の啓発を行うとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ります。
- ・けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを認知することに努めます。

(3) いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、次の点を踏まえて対応します。

- ・学校及び学校の教職員は、在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童生徒への支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- ・学校として組織的に対応するとともに特定の教職員が孤立したり、情報を抱え込んだりしないように、管理職を中心とした組織としてきめ細かい対応に取り組みます。
- ・いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すという認識の下、すぐに

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。

- ・暴力を伴ういじめや、インターネットを通じて行われるいじめについては、被害の拡散を防ぐため、特に、迅速な対応に取り組みます。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その児童生徒と保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。なお、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合（例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等）、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有します。
- ・学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけでなく、全ての児童生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- ・学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進するよう指導します。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうか」については、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(5) 家庭との連携

各家庭とは、日頃から連絡が取りやすい関係を築いておくことが必要です

が、特に次の点を考慮します。

- ・いじめ事案の対応に当たっては、いじめを受けた児童生徒のケアとともに、いじめを受けた児童生徒の保護者を支援し、家庭との連携の下に対応します。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行います。

(6) 関係機関との連携

学校及び市は関係機関と連携して対応する場合、次の点を考慮します。

- ・平塚警察署、神奈川県警察本部少年相談・保護センター湘南方面事務所、平塚児童相談所、庁内の関係機関等とは日頃から担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報を共有する体制を構築します。
- ・いじめの事案が確認された場合、状況に応じて、上記機関等に相談するとともに、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒が立ち直っていくために、医療や福祉などの専門機関等の協力を考慮します。

(7) 地域との連携

次の事項から、学校が中学校区サポート委員会等の地域の組織と連携して、児童生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築します。

- ・いじめの問題は、学校内の人間関係だけで起こるものでないため、地域からの情報提供等を幅広く収集します。
- ・児童生徒が地域とつながり、自分の存在が認められていると感じられるよう、日頃から地域の大人たちと接する機会を設けます。

第2章 いじめの防止等のために平塚市が実施する施策

平塚市では、「国の基本方針」及び「県の基本方針」を参酌し、市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組を踏まえ、「市の基本方針」を策定しました。今後、この「市の基本方針」に基づき、次の取組を進めます。

1 財政上の措置等（法第10条関係）

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

2 相談・通報体制の整備（法第16条第2項関係）

児童生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図るとともにいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めます。

3 いじめの防止等のための調査研究の推進及び広報・啓発活動（法第20条、第21条関係）

- (1) いじめの未然防止のための実践事例や、いじめ事案への具体的な対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。
- (2) いじめの問題は、社会全体の課題という意識を、家庭や地域など児童生徒に関わる全ての大人たちが共有できるようあらゆる機会を通じて広報していくとともにいじめをしない、させない、ゆるさない社会をめざし、啓発活動等を行います。
- (3) 人権・道徳教育・児童生徒指導等に関する各種研修会を通じて、いじめの防止等の対策に関する教職員の意識や資質の向上を図ります。

4 いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう支援します。
- (2) 社会性や豊かな人間性を育むため教育活動の充実が各学校で図られるよう、必要な情報提供等を行います。
- (3) 日頃の授業や特別活動、児童生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援します。

- (4) 地域や学校など様々な場面で、家庭、関係機関、地域住民等と連携して、心ふれあう教育の推進を図ります。
- (5) 各学校でのいじめの防止等に向けた児童生徒の自主的な活動を支援します。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対して関係資料の配布等による啓発活動を推進します。
- (7) いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、教職員の業務負担の軽減を図るとともに、学校マネジメントを担う体制の整備を図り、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

5 いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- (1) 学校に在籍する児童生徒に対する定期的ないじめアンケート調査、個人面談の実施やいじめの問題への取組状況を把握するとともに、いじめの早期発見に資するために、「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」や「いじめ問題に係る点検・調査」等を活用します。
- (2) 学校で実施するいじめに関するアンケートに質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- (3) 当該学校の児童生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、関係機関等の教育相談体制の充実を図るとともに、これらの体制について周知に努めます。

6 いじめに対する措置（法第 23 条、第 24 条関係）

- (1) 法第 24 条の規定により、学校から法第 23 条第 2 項の規定に基づくいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。
- (2) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、「学校警察連携制度」の活用も含め、平塚警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに平塚警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (4) 市教育委員会は、学校からの要請、又は状況に応じて、指導主事、スク

ールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を派遣して、事態の早期解決を図ります。

- (5) 市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を速やかに講ずるものとし、また、出席停止となった児童生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。

7 家庭、地域及び関係機関との連携（法第17条、第34条関係）

- (1) 学校等を通じて、日頃から「いのちの尊さ」や「人権」について、家庭への啓発活動等を行うとともにPTA（各学校のPTA組織や平塚市PTA連絡協議会等）、学校関係者が協議して連携した対策をすること等の有効性を伝えていきます。
- (2) より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、中学校区サポート委員会、中学校区の地域教育力ネットワーク協議会、学校評議員など、学校と地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を推進します。
- (3) 学校がいじめに係る状況及び対策について、中学校区の地域教育力ネットワーク協議会などに情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めることができるよう支援します。
- (4) いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等が相談できるよう教育相談体制を整備するとともに、非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を活用するなど、平塚警察署や横浜地方検察庁西湘二宮支局等と連携しながら対応します。
- (5) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込みの防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、年に複数回の校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう、各学校に対して、必要な指導・助言を行います。

8 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、学校運営の改善を支援し、学校が抱える課題を共有して地域で解決する体制づくりを推進します。

- 9 「平塚市いじめ問題対策連絡協議会」の設置（法第14条第1項関係）
いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、「平塚市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。
- 10 「平塚市いじめ問題対策調査会」の設置（法第14条第3項、第28条第1項関係）
連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止対策及び重大事態等に対する調査研究、また、学校におけるいじめの重大事態の調査を行うために教育委員会の附属機関として、「平塚市いじめ問題対策調査会」（以下「対策調査会」という。）を設置します。
- 11 「平塚市いじめ問題再調査会」の設置（法30条第2項関係）
学校又は市教育委員会が行った調査結果について、市長が必要があると認めた場合に再調査を行うため、市長部局の附属機関として、「平塚市いじめ問題再調査会」以下「再調査会」という。）を設置します。
- 12 市の基本方針の内容の点検と見直し
市の基本方針の取組状況について毎年点検を行い、連絡協議会及び対策調査会での意見交換を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条では、全ての学校に対し、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針を定めることを求めています。これは、教職員がいじめを抱え込むことなく、学校がいじめへの対応が組織として一貫したものとなること、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながることで、いじめを行った児童生徒への支援につながることを意義としています。学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。

各学校は学校いじめ防止基本方針の策定・見直しをするに当たり、保護者・地域の方の考えを反映させ、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。

また、策定した基本方針については保護者や地域の方に公開するとともに、児童生徒やその保護者、地域の方々に説明するなど、共通認識を図ることで、連携していじめ防止等の取組を行います。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

- ア いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止として、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行います。
- ウ 日頃の授業や行事等特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- エ 集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を推進します。
- オ 児童生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告

するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。

カ 学校として特に配慮が必要な次のような児童生徒等については、当該児童生徒の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・外国につながりのある児童生徒
- ・性同一性障がいに係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒
- ・東日本大震災や原子力発電所事故などの災害等により避難している児童生徒

キ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒や保護者に対して、情報モラル教育等を推進します。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

ア 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童生徒との信頼関係の構築等に努めます。

イ 全ての教職員の共通理解を図るため、いじめの問題に関する校内研修会を年に複数回実施します。また、このことにより、児童生徒が発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対しては関係機関と連携して、迅速に状況を把握します。また、学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネットを通じて行われるいじめに関する質問項目を設けるなど、早期発見に努めます。

(3) いじめに対する措置（法第 23 条関係）

ア 当該学校の児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、及び当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがある

ときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要があります。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任をもって、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。

- イ 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、関係する学校及び市教育委員会と情報を共有して対処します。
- エ いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、又はいじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒をいじめが解消するまで守り通し、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- オ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- カ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であるという認識の下、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童生徒のいじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- キ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、横浜地方法務局西湘二宮支局等の協力を得ながら、インターネットを通じて行われるいじめの情報の削除依頼等を行います。
- ク 児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることも踏まえ、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とします。

(4) 家庭、地域及び関係機関との連携（法第 17 条関係）

- ア 保護者と密に連絡を取り、学校や家庭での児童生徒の様子について情報を共有して、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- イ いじめ事案に対して保護者が通報するための学校での相談・通報窓口を周知するとともに、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- エ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員会など、学校と地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を推進します。
- オ 非行や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、「学校警察連携制度」の活用も含め、平塚警察署、神奈川県警察本部少年相談・保護センター湘南方面事務所等と連携しながら対応します。なお、警察など関係機関への通報等は、原則として校長が判断をさせていただきます。
- カ いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉の専門機関や中学校区サポート委員会等と連携を図ります。
- キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、年に複数回の校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

(5) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められるため、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

(6) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置（法第 22 条関係）

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を設置します。

第4章 重大事態への対処

1 いじめの重大事態（法第28条第1項関係）

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）が起きた場合、学校及び市教育委員会は緊急に対応にあたります。法第28条第1項第1号の「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して次の考え方により、学校又は市教育委員会が判断します。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

法第28条第1項第2号の「児童生徒等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合については年間30日間を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は上記目安にかかわらず、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があるため、重大事態が発生したものと見なし、調査等に当たります。

2 学校及び市教育委員会の対処

(1) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに市教育委員会を通じて、市長に報告します。

なお、市教育委員会は、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣し、対応等の支援を行い、必要に応じて神奈川県教育委員会の緊急支援を要請します。

また、市教育委員会は、教育委員会委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集します。

さらに、市長の判断により総合教育会議が招集された場合は、当該重大事態への対処につき市長部局との間で協議し、調整を図ります。

(2) 調査の趣旨と組織

学校又は市教育委員会は、重大事態と思われる案件について、いじめの事実関係を明確にし、対処に当たるため、調査を行います。

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施しますが、常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有する第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、外部から必要な人材（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が調査を行う場合、「対策調査会」を直ちに招集し、調査を実施します。

重大事態の調査は学校又は市教育委員会が行いますが、市教育委員会が次のいずれかに該当すると判断した場合、市教育委員会において調査を実施します。

[判断の考え方]

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ウ 調査資料の保存

児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることも踏まえ、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後 5 年とします。

(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行います。情報提供を行うに当たっては、児童生徒や保護者への心のケア等の支援に努め、他の児童生徒のプライバシーに

配慮して適切に行います。

(4) 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校又は市教育委員会が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市長に報告します。その際、教育委員会会議において議題として取り扱います。なお、市長の判断により、総合教育会議において議題として取り扱うこともあります。

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する学校又は市教育委員会は、あらかじめ、そのことをいじめを受けた児童生徒及びその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を確認した上で、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表します。公表する場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 再調査の措置

(1) 再調査の実施及び報告

学校で発生した重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

再調査を行うに当たっては、「再調査会」を招集し、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。再調査の結果について、市長は市議会に報告します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講じます。

第5章 いじめの防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条関係）

(1) 設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織により、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能となります。

また、この組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 構成員

この組織の構成員は、法第22条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

学校では、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

(3) 役割

この組織は、当該学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめ事案に係る情報の収集（いじめが疑われる情報や児童生徒

間の人間関係に関する悩みを含む。)及び事実確認の把握といじめであるか否かの判断(緊急会議の開催などによる情報の迅速な共有、及び(アンケート調査や聞き取り調査等)

- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校の基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 平塚市いじめ問題対策連絡協議会(法第14条第1項関係)

(1) 設置

いじめの防止等に向けて、平塚市は、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「連絡協議会」を設置します。

(2) 構成員

連絡協議会は、学校、市教育委員会、平塚児童相談所、横浜地方法務局西湘二宮支局、平塚警察署、神奈川県警察本部少年相談・保護センター湘南方面事務所、平塚警察署少年補導員連絡会、平塚市PTA連絡協議会、平塚市こども家庭課、平塚市人権・男女共同参画課、平塚市青少年課等で構成します。

(3) 役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を定期的に行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況

- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 平塚市いじめ問題対策調査会（法第 14 条第 3 項、第 28 条第 1 項関係）

(1) 設置

法第 14 条第 3 項の規定により、いじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究を行い、また、法第 28 条第 1 項により学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、市教育委員会の附属機関として「対策調査会」を設置します。

(2) 構成員

対策調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成します。

(3) 役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究を定期的に行います。
- ・ 重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行います。

4 平塚市いじめ問題再調査会（法第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項関係）

(1) 設置

法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定により、学校におけるいじめの重大事態の発生時に学校又は対策調査会が行った調査結果について、市長が必要があると認めた場合に再調査を行うため、市長部局に「再調査会」を設置します。

(2) 構成員

再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 役割

再調査会は、学校におけるいじめの重大事態の発生時に学校又は対策調査会が行った調査結果についての再調査を行います。